

○近畿地方整備局告示第188号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年12月2日

近畿地方整備局長 東川 直正

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 県道海南金屋線改築工事（和歌山県有田郡有田川町大字上六川字下奥地内から同町大字上六川字下ノ段地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県有田郡有田川町大字上六川字東中筋、字西中筋、字東松、字鹿路及び字下ノ段地内
- 2 使用の部分 和歌山県有田郡有田川町大字上六川字下奥、字東中筋、字西中筋、字東松、字鹿路及び字下ノ段地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道海南金屋線改築工事」（以下「本件事業」という。）は、和歌山

県海南市重根字上出原地内から同県有田郡有田川町大字上六川字下ノ段地内までの延長 5,090mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道海南金屋線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定により和歌山県知事が県道に認定した路線であり、起業者である和歌山県は、既に本件事業を開始していること、同法第 15 条の規定により和歌山県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県海南市馬場町一丁目地内の一般国道 370 号との接続点を起点とし、同県有田郡有田川町大字糸野地内の一般国道 480 号との接続点を終点とする延長 20.2 kmの幹線道路である。

本路線は、海南市と有田川町とを連絡し、沿線住民の生活交通等に利用されるほか、和歌山県地域防災計画における「第 2 次緊急輸送道路」に指定されていることから、災害時や緊急時にも重要な役割を担う路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道

路標識の寸法を定める条例（平成 25 年条例第 18 号）（以下「道路構造条例」という。）に定める車道幅員を満たさない狭小区間や最小曲線半径を満たさない線形不良区間が複数箇所存在し、追突事故等の交通事故が発生しているほか、自然災害による通行止めが行われるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な 2 車線の道路が整備されることなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、カスミサンショウウオ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカが確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、必要となる保全措置を講じることなどから影響は軽微であると判断されている。植物については、学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第

214号)等による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。今後、現地において周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、和歌山県教育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における車道幅員の狭小及び線形不良を解消し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造条例による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である西側ルート案のほか、東側ルート案及び中間ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は、移転が必要となる住家の件数が少ないこと、構造物（トンネル及び橋梁）の施工延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間等が存在するほか、自然

災害による通行止めが行われており、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる県道海南金屋線改修促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県有田郡有田川町役場